

第4 議会と住民及び長との関係に関する調

1 住民の直接請求（法第74条・第86条）（表74）

- ・ 法第74条に基づき、条例の制定・改廃請求があったのは、11町村、件数は11件。そのうち本会議において、請求代表者が意見陳述を行ったのは8件、陳述人は9人。
- ・ 法第86条に基づく主要公務員の解職請求の該当は無し。

表74 議会と住民との関係(住民の直接請求)

(単位:件)

直接請求の種類	該当町村数 (団体)	件数	請求代表者の意見陳述(本会議)			
			有		無	
条例の制定・改廃請求 (法74)	11	11	8		3	
			陳述人延人数(人)			—
			総計	該当平均		
			9	1.1		
主要公務員の解職請求 (法86)	0	0	—	—	—	

2 議会と長との関係（法第98条、第100条、第176～178条）（表75）

- ・ 法第98条第1項に基づき、議会の検閲・検査を行ったのは5町村6件。
- ・ 法第98条第2項に基づき議会による監査請求を行ったのは、3町村3件。
- ・ 法第100条に基づく議会の100条調査を実施したのは、9町村12件。
- ・ 法第176条及び第177条に基づき再議に付したのは、10町村13件。
- ・ 法第178条に基づき長の不信任議決を行ったのは、4町村4件。

表75 議会と長との関係(議会の権限)

対象事務・事件	該当町村数(団体)	件数(件)
検閲・検査 (法98Ⅰ)	5	6
監査請求 (法98Ⅱ)	3	3
100条調査 (法100)	9	12
再議 (法176、法177)	10	13
長に対する不信任議決 (法178)	4	4